

# 国民の暮らしと経済を立て直すため賃上げ支援を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

新型コロナウイルスの感染拡大に加え、異常円安と物価高騰が市民の暮らしに大打撃となっている。この現状を打開するためには、内需を活発にすることに本腰を入れて取り組み、賃上げを軸とした実体経済の立て直しが必要である。賃上げが必要という見解は、政府も、日銀も、経済界も、誰もが共有するものである。実質賃金を10年間で24万円も減らしてきた弱肉強食の新自由主義的な経済政策を抜本的に見直し、正規雇用の拡大を支援していくことが必要であり、産業の空洞化や技術力の流出を防止し、地域経済を活性化することも喫緊の課題である。

まともな賃上げを実現するためには、480兆円に達する大企業の内部留保を賃上げや国内投資で経済に還流させていくことが必要である。さらに中小企業、小規模事業者の賃上げを支援し、労働者の生活水準の向上を進めていくことが地域経済の底上げと日本経済の活性化へ欠かせない。保育、介護、障害などのケア労働者の賃金は、全産業より平均で「月5万円」低いとされているなど、中小企業や小規模事業者、ケア労働者の賃上げは、格差を解消し、同一労働同一賃金の原則を促進するとともに、内需を喚起するため最も有効な施策である。

よって国は、以下の事項について取り組むよう強く求めるものである。

## 記

- 1、労働者の最低賃金を時給1,500円に引き上げるため、中小企業、小規模事業者の賃上げ支援を行うこと。賃上げを実施する中小企業、小規模事業者に対しては社会保険料の負担軽減、課税控除を行い、小規模事業者の賃上げ助成を行うこと。
- 2、保育、介護、障害などのケア労働者の賃金を全産業平均水準へ引き上げるため、国民負担へのしわ寄せとならないよう、国の責任で賃上げ支援を実施すること。
- 3、生涯賃金で1億円にも上る男女賃金格差を解消するため、女性が多く働く非正規雇用の労働条件を改善し、正社員との格差を解消すること。また正規雇用の女性労働者についても、同一労働同一賃金の原則の立場から賃金格差の解消を進めること。
- 4、非正規・フリーランス、委託や請負で働く労働者を保護し、生活と権利を保障する法整備を進めること。またフリーランスに労災保険と失業保険を適用すること。
- 5、労働者派遣法を改正し、派遣労働の臨時的、一時的業務を制限するとともに、常用代替を規制すること。派遣受入期間の上限は1年とし、派遣労働者の正規雇用への転換を促進すること。
- 6、解雇、雇止めの規制を強化し、同一労働同一賃金と均等待遇の原則を法律に明記し、非正規雇用労働者の正規化を進めること。
- 7、大企業に対し、2012年以降に積み上げた内部留保への時限的な課税を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。